

第1部 総説

第1章 三重県の環境施策の概要

第1節 三重県サステナビリティレポートの位置づけ

「三重県サステナビリティレポート」（以下「サステナビリティレポート」という。）は、「三重県環境基本条例」（以下「基本条例」という。）に基づき、県内の環境の状況や県が取り組む環境の保全に関する施策等について取りまとめた「年次報告書」であり、令和元（2019）年度まで「環境白書」として作成してきた報告書の後継として位置づけられるものです。

本県では、令和2（2020）年3月、環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランである「三重県環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）の全面的な改定を行いました。この新たな計画は、令和12（2030）年度を目標とする長期的な計画であり、持続可能な社会の実現に向け、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も取り入れ、協創を通じた分野横断的な取組を推進することを基本方針として、環境、経済、社会の統合的向上の実現をめざすこととしています。

また、環境基本計画では、目標年度である令和12（2030）年度のめざすべき姿やそれを実現するための施策体系と施策展開の方向性、そして計画の実施に向けた推進体制等について定めており、サステナビリティレポートを同計画に基づく取組の着実な実施に向けた進行管理に活用していくこととしています。

この環境基本計画の全面改定を機に、新たな計画で重視する「持続可能性（サステナビリティ）」（→ p.4）という考え方等をふまえ、今回の令和2（2020）年度版以降の年次報告書については、従前の環境白書を「三重県サステナビリティレポート」としてリニューアルすることとしました。

サステナビリティレポートにおいては、これまで環境白書において記載してきた三重県の環境の状況の概況等に加え、新たな環境基本計画の基本方針（持続可能な社会の実現に向けて協創を通じた分野横断的な取組を推進することなど）やそれに基づく取組状況等について報告するとともに、今後は県民の皆さんや事業者の方々等の具体的な取組事例を「トピックス」として紹介していきます。

第2節 環境施策の方向性・施策体系等

(1) 三重県環境基本条例

本県では、環境保全に関する基本理念や環境保全に関する施策の基本的な事項等を定めた「三重県環境基本条例」を平成7（1995）年3月に制定しました。

平成25（2013）年には、低炭素社会や自然共生社会の実現等の新たな環境課題への対応策を明確にするため、基本条例を改正し、これに基づき循環型社会、低炭素社会および自然共生社会づくりを総合的、計画的に進めているところです。

三重県環境基本条例

(基本理念)

第3条 環境の保全は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が良好なものとして将来の世代に継承され、将来にわたって自然と人との共生が確保されることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、温室効果ガスの排出の抑制その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、全てのものの公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全は、地域における多様な生態系の均衡を維持し、及び回復し、並びに自然が有する自らを再生しようとする能力を発揮できるようにするとともに、自然と人との触れ合いを保つことにより、自然と人との共生並びに県民生活に欠くことのできない安らぎと潤いのある快適な環境を確保することを目的として、全てのものの英知を集めて行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることに鑑み、全てのものの事業活動及び日常生活において推進されるとともに、県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

(2) 三重県環境基本計画

本県では、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進めていくため、取り組むべき環境施策の方向性を整理し、「三重県環境基本計画」として取りまとめています。

地球温暖化・気候変動対策、廃棄物・資源対策、生物多様性の保全等のテーマについては、それぞれの分野で個別計画を策定していますが、環境基本計画は、それらのベースとなるような基本的な環境施策の方向性を示す計画（マスタープラン）としての位置づけとなっています。

平成 9（1997）年に環境基本計画を策定した後、平成 24（2012）年に 10 年後を見据えた改定を行い、環境保全の取組を進めてきましたが、その間、平成 27（2015）年には国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、平成 28（2016）年には「パリ協定」が発効されるなど、環境を取り巻く世界の状況は大きく変化してきました。このような状況に対応するため、2 年前倒しで計画の見直しを行い、令和 2（2020）年 3 月、令和 12（2030）年度を目標年度とする新たな環境基本計画を策定しました。

新たな環境基本計画では、脱炭素社会を見据えた「低炭素社会」、資源循環の促進が図られ、廃棄物の排出が極力抑制された「循環型社会」、生物多様性の保全等が進められた「自然共生社会」、大気・水環境が保全され、安心・安全で快適な「生活環境保全が確保された社会」の構築を目標として掲げ、環境・経済・社会の統合的向上が図られた持続可能な社会「スマート社会みえ」の実現をめざすこととしています。この「スマート社会みえ」の実現に向け、「Ⅰ 低炭素社会の構築」、「Ⅱ 循環型社会の構築」、「Ⅲ 自然共生社会の構築」、「Ⅳ 生活環境保全の確保」の各分野に応じた 4 つの施策に加え、各施策を推進していくエンジン（駆動力）となる「Ⅴ 共通基盤施策」を合わせた 5 本の柱で取組を推進していきます。

また、こうした環境基本計画に基づく取組を着実に実施するため、県や学識経験者、県民、事業者等で構成する「サステナビリティ委員会」を設置し、計画の進行管理を行います。

「持続可能性(サステナビリティ)」について

持続可能性(サステナビリティ)という言葉については、SDGsの「SD(Sustainable Development)」にあたる「持続可能な開発」の概念を理解することが重要です。持続可能な開発(発展)とは、「環境と開発に関する世界委員会」(委員長:ブルントラント・ノルウェー首相(当時))が昭和62(1987)年に公表した報告書「Our Common Future」の中心的な考え方として取り上げた概念で、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発(発展)」のことを言います。

「持続可能性」は、この「持続可能な開発(発展)」の考え方をふまえた概念であり、環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つものであり、私たち、一人ひとりが、将来(世代)への責任を持って行動しなければならないという考え方につながる重要なコンセプトであると考えられます。



図 1-1-1 施策体系図

第2章 環境を取り巻く情勢

(1) 社会の動き

今日の世界の経済・金融界における潮流は、利益だけでなく、気候変動をはじめとした環境性、社会性を重視する傾向にあります。環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の要素を考慮する「ESG 投資」が拡大しており、SDGs へのコミットメントが企業理念に掲げられる事例も多くみられるようになってきました。以前は環境保全と経済成長はトレードオフの関係にあるとする見方が主流でしたが、今日では環境課題や社会問題に貢献する事業の推進がビジネスになるという考え方が広がり、「環境・経済の両立」をめざすという基本認識が国際的に普及しつつあります。

(2) グリーンリカバリー

令和 2（2020）年の年明け以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各国で経済活動が停滞し、図らずも世界の温室効果ガス排出量は減少することが予想されています。しかし、人びとが暮らしていくためには、停滞した社会経済活動を再開していく必要があります。コロナ禍からの社会経済活動の再開にあたっては、循環型のライフスタイルの構築や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素の取組とともに進めるという、「グリーンリカバリー」の視点が重要となっています。

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs は、平成 27（2015）年 9 月の国連総会において、全会一致で採択されたもので、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12（2030）年を年限として、17 の国際目標と 169 のターゲットで構成されています。SDGs の特徴の 1 つとして、開発途上国だけでなく先進国も対象となっており、全てのステークホルダー（利害関係者）が参画し、環境、経済、社会の統合的向上に取り組むことが挙げられます。

国内においては、平成 28（2016）年 5 月に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs 推進本部」が設置されるなど、SDGs 実施に関する基盤が整備され、さまざまな取組が進められています。また、事業者、教育機関、NGO・NPO、行政といった多様な主体による SDGs 達成に向けた取組もなされており、今後さらに広がっていくと考えられます。

(4) 気候変動

令和 2（2020）年は、平成 27（2015）年に気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された温室効果ガス排出削減等の国際枠組みである「パリ協定」の運用が本格的に始まった年です。パリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つことなどが規定され、歴史上初めて全加盟国が温室効果ガス削減に参加する制度の構築に合意がなされました。その後、平成 28（2016）年 5 月に開催された「G7 伊勢志摩サミット」で、平成 28（2016）年内での

パリ協定発効という目標が首脳宣言に盛り込まれ、同年 11 月、採択から 1 年以内という早さでパリ協定の発効が実現しました。

国内においては、令和 2（2020）年 10 月、内閣総理大臣が令和 32（2050）年に温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現をめざすことを宣言しました。さらに、12 月には、ガソリン車から電動車への転換や再生可能エネルギーの普及などの目標を掲げた実行計画「グリーン成長戦略」が発表されるなど、脱炭素社会の実現に向けた取組が進められています。

（5）資源循環

平成 28（2016）年 5 月に開催された G7 富山環境大臣会合において、持続可能な開発目標（SDGs）およびパリ協定の実施を見据え、国際的に協調して資源効率性や 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組むという強い意志を示した国際的枠組である「富山物質循環フレームワーク」が採択されました。この「富山物質循環フレームワーク」の推進については、直後の平成 28（2016）年 5 月の「G7 伊勢志摩首脳宣言」にも盛り込まれており、資源効率性向上や 3R に関する取組の推進は、国際的な潮流となりつつあります。

国内では、平成 30（2018）年、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この計画においては、環境、経済、社会の統合的向上が重要であるとの認識の下、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の促進等の方向性が掲げられ、その実現に向けて概ね令和 7（2025）年までに国が講ずべき施策が示されています。

（6）生物多様性

平成 22（2010）年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、令和 2（2020）年までの世界目標として「戦略計画 2011-2020」が採択されました。しかし、目標の最終年である令和 2（2020）年 9 月、国連が各国から提出された報告書や生物多様性に関する研究成果などの分析結果をまとめた「地球規模生物多様性概況第 5 版（Global Biodiversity Outlook5（GBO5）」において、戦略計画 2011-2020 で掲げられた 20 の個別目標（愛知目標）について、ほとんどの目標についてかなりの進捗が見られたものの、完全に達成できたものはないという結果が公表されました。

戦略計画 2011-2020 では、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現するというビジョン（中長期目標）を掲げています。生物多様性の損失に歯止めをかけ、このビジョンを達成するためには、生物多様性の保全・再生に関する取組の拡大、気候変動対策、生物多様性損失の要因への対応、生産・消費様式の変革および持続可能な財とサービスの取引といったさまざまな課題について、個別に対応するのではなく、連携させて取り組んでいく必要があります。

(7) プラスチックごみ

昨今、人間の生活や経済活動から排出されるプラスチックごみが沿岸部や海に流出し、生態系破壊や人体への健康被害、沿岸部の経済社会へのダメージ等が懸念されている海洋プラスチックごみ問題が深刻化しています。これらは地球規模の課題であり、国際的な連携の下で取組を進める必要があります。令和元（2019）年 6 月に開催された G20 大阪サミットにおける首脳宣言では、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 年までにゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

国内では、令和元（2019）年 5 月、「第四次循環型社会形成推進基本計画」をふまえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進することを目的とした「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

また、令和 2（2020）年 7 月から、プラスチックの過剰な使用を抑制する取組の一環として、全国で一律にレジ袋有料化が開始されました。

第3章 三重県の動向

本県では、四日市公害への取組における硫黄・窒素酸化物の「総量規制」や環境影響評価（環境アセスメント）、産業廃棄物税の導入等、全国に先駆けた取組を含めて、時代に応じた環境施策を実施してきました。近年では、地球温暖化対策や廃棄物の減量等の課題にも取り組んでいます。

（1）低炭素社会の構築

本県では、さまざまな主体と連携して低炭素社会の実現をめざすため、平成 24（2012）年 3 月に「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量を令和 2（2020）年度までに平成 17（2005）年度比で 20%（平成 2（1990）年度比で 10%）削減する目標を掲げ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進しています。平成 25（2013）年 12 月には、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進に関する事項を定めた三重県地球温暖化対策推進条例を制定し、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進するとともに、事業者及び県民の地球温暖化対策に対する意識を高め、自主的かつ積極的な取組の促進を図っています。現在、国内外の気候変動対策を取り巻く状況の変化等をふまえ、現行計画を改定するとともに、現在および将来の気候変動影響による被害を防止・軽減するための適応策を新たに盛り込んだ「三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）」の策定を進めています。

令和元（2019）年 12 月、令和 32（2050）年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロとすることをめざし、脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を発表しました。さらに、令和 2（2020）年 7 月に本県が「SDGs 未来都市」に選定されたことを受け、同年 12 月、産官学等が連携したプラットフォームとなる「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」を立ち上げ、オール三重で脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくことをめざしています（→p.21 コラム①）。

（2）循環型社会の構築

平成 28（2016）年 3 月に「三重県廃棄物処理計画」を策定し、さまざまな主体と連携して廃棄物の 3R と適正処理を進めています。現在、持続可能な循環型社会の構築をめざし、「ごみゼロ社会の実現」に向けた基本的な考え方を施策のベースとして位置づけた「三重県循環型社会形成推進計画（仮称）」の策定を進めているところです。

また、災害により発生する廃棄物の処理に関して、平成 26（2014）年度に東日本大震災や紀伊半島大水害から得られた知見等をふまえた「三重県災害廃棄物処理計画」を策定し、被災した市町が災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために必要な県の果たすべき役割と機能を取りまとめました。

県庁内においては、プラスチックによる海洋汚染が世界的な問題となっている状況をふまえ、令和元（2019）年 10 月から「三重県庁プラスチックスマートアクション」として、三重県職員によるマイバッグ・マイボトル運動の推進や、ワンウェイプラスチックの使用削減などの取組を実施しています。

(3) 自然共生社会の構築

生態系ネットワークの形成を促進し生物多様性を保全するため、令和 2（2020）年 3 月に「みえ生物多様性推進プラン（第 3 期）」を策定しました。生物多様性の重要性に関する理解のさらなる向上を図り、多様な主体の連携による取組を推進していきます。さらに、県民や NPO、事業者等、さまざまな主体による「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の締結を推進するとともに、県内の希少野生動物種の生息・生育状況調査や里地・里山等の保全活動を実施しています。

また、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、環境林を中心に間伐等の森林整備を促進するとともに、平成 26（2014）年 4 月から「みえ森と緑の県民税」を導入し、「災害に強い森林づくり」を進めています。

(4) 生活環境保全の確保

本県では、大気・水環境を保全するため、工場・事業場の法令遵守の状況を確認し、必要な指導を行っています。また、より快適な生活環境と健全な水環境の維持のため、平成 28（2016）年度に「生活排水処理アクションプログラム」を策定し、生活排水処理施設の整備促進を進めています。

海岸漂着物対策については、総合的かつ効果的に取組を推進するため、平成 24（2012）年 3 月に策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を拡充するとともに、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を三県一市の連携により展開するなど、広域的に発生抑制対策に取り組んでいます。

さらに、土砂等の埋立て等による災害の未然防止や生活環境の保全を目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を令和 2（2020）年 4 月 1 日から施行し、県民の皆さんの不安を払拭するため、埋立て等を行う者などへの監視・指導を行っています。

SDGsの各ゴールの詳細

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>目標1 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>目標10 人や国の不平等をなくそう 国内および各国間での不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>目標11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>目標12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>目標13 気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>目標15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>目標16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナースhipで目標を達成しよう</p> 	<p>目標17 パートナースhipで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナースhipを活性化させる</p>		

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS